

答 申 第 1 8 7 号  
平成17年1月14日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年7月3日付け南漁第3号の4による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成15年6月5日付けで提起された、平成15年5月21日付け南漁第3号の2で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関という。」）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った「平成12年6月21日付け『漁港の区域内における水面占用許可申請書』及び起案書類（平成12年6月23日付け、千葉県南漁指令第15号の61）」（以下「本件文書」という。）の行政文書部分開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

浮棧橋は、現在鋸南町に寄付されている。その材質や構造に問題がないことを確認することは公益に合致しており、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第10条の公益上の理由による裁量的開示に該当する。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 条例による廃止前の千葉県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第11条第3号該当性について

鋸南町〇〇漁業協同組合（以下「〇〇漁協」という。）から平成12年6月21日付けで申請のあった「漁港の区域内における水面占用許可申請書」のうち設計書は、当該法人が工事を実施するに際し、契約に先立って設計額を算出するために作成するもので、本来、法人内部で管理されるべき経営方針に関する情報であり、この金額が明らかになれば、今後、当該法人が行う同種の契約について、予定価格が安易に類推されるなどして、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められるため、不開示としたものである。

また、〇〇漁協の登録印鑑の印影は、本来、法人の内部管理に関する情報で、開示することは印影の偽造などに悪用されるおそれがあり、その結果、当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められるため、不開示としたものである。

(2) 条例第10条該当性について

裁量的開示は、当該情報を不開示として守るべき個人や法人の利益等を超えて、公益上の必要から特に開示をするものであって、高度の行政的判断によるものである。

浮棧橋の材質や構造に問題があるかどうかは、事業の実施に際し実施機関が確認すべきものであり、これらをチェックさせるために、守られるべき法人の利益を超えて開示するまでの必要性は認められない。なお、浮棧橋の材質や構造に問題がないことを確認するのは、開示されている設計書及び数量総括表により十分可能である。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、〇〇漁協が漁港の区域内において工作物（浮棧橋）の建設を行おうとするにあたり、漁港法（昭和25年法律第137号。現漁港漁場整備法）第39条第1項及び漁港法施行令（昭和25年政令第239号。現漁港漁場整備法施行令）第21条の規定に基づき、知事の許可を受けるために行った申請と、その申請に対し知事が許可を行った一連の文書である。

その構成は、起案文のほか、許可書、通知文、申請書、意見書、配置図、設計書、数量総括表、図面（平面図、構造一般図、組立枠構造図、フロータ取付枠構造図、アンカーブロック・タラップ構造図）となっている。

(2) 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は、本件文書のうち浮棧橋設置工事の設計書に記録されている設計金額、工事価格、消費税額及び地方消費税額、設計内訳書の単価、金額及び水面占用許可申請書に記録されている〇〇漁協の代表者印の印影の部分を旧条例第11条第3号に該当するとして不開示としている。

ア はじめに、実施機関が不開示とした設計書に係る情報について、本号該当性を検討する。

(ア) 本設計書は、実施機関の説明にあるように、〇〇漁協が浮棧橋の設置工事を実施するにあたり、契約に先立って設計額を算出するために作成したものであることが認められる。

(イ) 漁業協同組合は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された法人であり、実施機関が不開示とした設計書に係る情報は、〇〇漁協が独自に行う工事に係る情報であって、設計金額

を算出するための積算の内容である資材単価等の個別の金額等が開示されれば、同種の工事における設計金額が推定され、今後、〇〇漁協が行う同種の契約について、予定価格が容易に類推されるなどして、〇〇漁協の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

(ウ) 次に、これらの情報の本号ただし書該当性について検討すると、本件不開示部分は、人の生命等に対する危害の未然防止、拡大防止又は再発防止のために公開することが必要な情報であると認めることはできないから、ただし書イには該当しない。

また、違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産及び生活を保護するために、公開することが必要であるとは認められないから、ただし書ロには該当しない。さらに、ただし書イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であるとも認められないから、ただし書ハに該当しない。

イ 次に、実施機関が不開示とした、申請書に記録された〇〇漁協の代表者印の印影について、本号該当性を検討する。

法人の代表者印は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、契約書等重要書類に使用され、記載事項の履行等を確約するという非常に重要な役割を担っており、不特定多数の者に提示されることを予定していないものである。

本申請書に記録された印影は、地方公共団体の公印などのように公告されている印とは異なり、上記のような契約行為等に使用され、かつ公表することを前提としたものではないものと判断される。このような印影が、公にされることは当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益与えると認められるので本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかなので、開示しないことができる情報である。

### (3) 条例第10条該当性について

異議申立人は、実施機関が不開示とした情報は、条例第10条に該当するとして、開示すべきであると主張しているので、以下検討する。

条例附則第4項では、「条例第8条から第10条までの規定は、実施機関の職員が、施行日以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、施行日前に作成し、又は取得した公文書については、なお、従前の例による。」と規定している。

本件文書が作成又は取得された時期を確認すると、条例施行日である平成13年4月1日以前であり、そもそも条例第10条の規定は適用されないものであり、異議申立人の主張は失当である。

なお、仮に、本件文書に条例第10条の適用があるとしても、実施機関の説明にあるように浮棧橋設置工事に要する資材等の仕様、数量及び構造図等がすでに開示されていることに照らせば、上記(2)で旧条例第11条第3号に該当すると判断した情報を、当該法人の競争上の地位や正当な利益を害するおそれを上回って、開示すべき公益上の必要性は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、本件文書で実施機関が開示しないとした情報は、旧条例第11条第3号に該当し、開示しないことができるものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
15. 7. 3	諮問書の受理
15. 8. 6	実施機関の理由説明書の受理
16. 12. 8	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学教授	部会長職務 代理者
横山清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成16年12月8日現在)